

契約締結前交付書面集 新旧対照表 (2024年4月22日改定)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p><b>当社の概要</b> 【※第1章～第7章共通の改定】</p> <p>資本金 54,323,146,301 円(2023年9月29日現在)</p> <p><b>第4章 円貨建て債券の契約締結前交付書面</b> (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) (略)</p> <p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。</li> </ul> <p>当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。</p> <p>※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、<u>売買対象銘柄の種類、市場環境(相場変動を含む)、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格(「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」)を決定しております。</u></p> <p><b>譲渡の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。</li> <li>利付国債は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を、<u>その他の円貨建て債券はその償還日の4営業日前を約定日とするお取引までが可能です。</u></li> </ul> <p><b>第5章 外貨建て債券の契約締結前交付書面</b> (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) (略)</p> <p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。</li> </ul> <p>当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と</li> </ul>	<p><b>当社の概要</b> 【※第1章～第7章共通の改定】</p> <p>資本金 48,323,132,501 円(2023年3月31日現在)</p> <p><b>第4章 円貨建て債券の契約締結前交付書面</b> (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) (略)</p> <p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。</li> </ul> <p>(追加)</p> <p><b>譲渡の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。</li> <li>円貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前までのお取引が可能です。</li> </ul> <p><b>第5章 外貨建て債券の契約締結前交付書面</b> (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) (略)</p> <p><b>手数料など諸費用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。</li> </ul> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と</li> </ul>

外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

（追加）

#### 譲渡の制限

- 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

#### 譲渡の制限

- 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前までのお取引が可能です。

### 第6章 個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)  
(略)

### 第6章 個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)  
(略)

#### 譲渡の制限

- 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- 個人向け国債は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

#### 譲渡の制限

- 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- 個人向け国債は、当社では原則として、その償還日の3営業日前までのお取引が可能です。

(2024年4月)

(2023年6月)

以上